

子どもスマイルプラン 重点目標

新規・継続の別：第一期プランから引き続きの目標項目は「継続」、それ以外は「新規」

資料3

：第三次行動計画の主指標 ：同計画の副指標

重点的な取組	部局名	新規・継続の別	目標項目	出典データ	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	目標数値					
								令和元 (現状値)	令和2 (目標値)	令和3 (目標値)	令和4 (目標値)	令和5 (目標値)	令和6 (目標値)
1 子どもの貧困対策	子ども・福祉部	新規	子どもの貧困対策計画を策定している市町数		子どもの貧困対策について、計画を策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町	子どもの貧困対策に関する法律が改正され、市町の計画策定が努力義務となったため、各市町が計画を策定し、それに基づき取り組むことで、県全体の貧困対策の底上げが図られることが期待できます。 また、現在17市町で貧困対策に取り組むための連携体制が整備されていますが、貧困計画が策定されているのは2市のみです。そのため各市町の体制は整備されつつあるものの、その質を担保し、十分な機能を果たすためにも、計画策定が重要であることから選定しました。	県内全ての市町で取組が進むことが必要であることから、29市町としました。	2市 (平成30年度)	11市町	13市町	18市町	22市町	29市町
2 児童虐待の防止	子ども・福祉部	新規	児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数		県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数	全国的にも市区町村レベルでの初期対応に課題があった結果、重篤化した児童虐待事例もあり、さらに児童福祉法の改正により市区町村を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での虐待の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止につながることから選定しました。	児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、全ての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることを目標とします。	15市町 (平成30年度)	20市町	24市町	29市町	29市町	29市町
3 社会的養育の推進	子ども・福祉部	新規	児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)		児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスティング機関等の事業数	新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の多機能化が求められていることから選定しました。	今年度策定する社会的養育推進計画の方向性や施設の意向を考慮し、毎年度の事業の増加数を見込みました。	8事業 (平成30年度)	11事業	12事業	14事業	16事業	18事業

重点的な取組	部局名	新規・継続の別	目標項目	出典データ	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	目標数値					
								令和元 (現状値)	令和2 (目標値)	令和3 (目標値)	令和4 (目標値)	令和5 (目標値)	令和6 (目標値)
4 若者等の雇用対策	雇用経済部	新規	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合		県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展につながることから選定しました。	県内高等教育機関の県内就職率については、県内大学等と連携しながら、保護者会への積極的な参加や、SNSの利用など、県内企業のさらなる認知度向上等に取り組むことにより、学生の県内就職を促進し、平成30年度の実績48.9%から令和5年度に54.0%をめざします。協定締結大学の県内就職率については、平成30年度の実績33.2%から令和5年度に45.0%をめざします。主指標の目標値は、これらの就職率から令和5年度50.0%に設定しました。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から、51.0%としました。	44.8% (平成30年度)	46.8%	47.9%	48.9%	50.0%	51.0%
5 不妊に悩む家族への支援	子ども・福祉部	継続	県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数		県が行う特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療に係る助成事業の全てに取り組む市町数	不妊等に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるような環境づくりが必要であることから選定しました。	県内どの市町においても同等の支援が受けられるようにする必要のあることから、29市町にしました。	17市町	19市町	22市町	25市町	27市町	29市町
5 不妊に悩む家族への支援	子ども・福祉部	新規	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合		仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合	職場で不妊治療の理解が深まることで不妊治療を受けやすい環境づくりの推進につながるから選定しました。	アンケート結果より治療をしていることを職場に話している方は60%であり、その方が理解があると感ぜられるようになることを目標に60%としました。	48.6%	51%	54%	57%	60%	60%
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	子ども・福祉部	新規	母子保健コーディネーター養成数(累計)		県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数	子育て世代包括支援センターが法定化され、各市町において設置が進んでいますが、センターでより充実した支援が行われるためには、保健師等による母子保健コーディネーターの設置が重要です。県が母子保健コーディネーターを養成することにより、センターでの相談支援の充実が図られ、切れ目のない妊産婦・乳幼児支援体制の実現につながるから選定しました。	市町において母子保健を担当している保健師数は全市町の保健師のうち約6割(約270人)を占めており、その保健師が母子保健コーディネーターとして従事する可能性があるため、令和5年度の目標値を270人と設定し、人員の入れ替え等も考えられることから、令和6年度の目標値を直近2年間の伸び幅(目標)を考慮し、295人としました。	132人 (平成30年度)	190人	220人	245人	270人	295人

重点的な取組	部局名	新規・継続の別	目標項目	出典データ	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	目標数値					
								令和元 (現状値)	令和2 (目標値)	令和3 (目標値)	令和4 (目標値)	令和5 (目標値)	令和6 (目標値)
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	子ども・福祉部	新規	産婦健診・産後ケアを実施している市町数		産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町数	産後うつや虐待予防の観点から産後の初期段階における母子に対する支援を強化することが重要とされており、平成29年度より産後ケア事業を実施している市町で実施される産婦健診に対して助成が行われることになったことから選定しました。	妊娠期から子育て期まで切れ目のない親子支援を充実させるためには県内全市町で実施されることが望ましいため29市町としました。	19市町	22市町	25市町	27市町	29市町	29市町
7 周産期医療体制の充実	医療保健部	新規	周産期死亡率(県)	厚生労働省「人口動態統計」	年間の出産数1000あたりの周産期死亡数(妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたもの)の比率	死産や早期新生児死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に相当であることから選定しました。	第7次三重県医療計画による目標値としています(令和5年:3.0)。周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。	2.9 (平成30年)	3.3	3.2	3.1	3.0	
7 周産期医療体制の充実	医療保健部	新規	妊産婦死亡率(県)	厚生労働省「人口動態統計」	年間の出産数10万あたりの妊産婦死亡数の比率	妊産婦の死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に相当であることから選定しました。	妊産婦死亡数を無くすことをめざして設定しました。	7.8 (平成30年)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	子ども・福祉部	継続	保育所等の待機児童数(県)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数	保育の必要性の認定を受けた乳幼児が、安心して保育を受けられる環境を整備する必要があるため選定しました。	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在提出されている県内市町と同プランも同様になっているため、令和6年度の目標値を0人としました。	109人 (平成30年度)	0人	0人	0人	0人	0人
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	子ども・福祉部	継続	放課後児童クラブの待機児童数(県)	厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」としているため、令和4年には0となるよう、段階的に設定しました。	55人	37人	19人	0人	0人	0人

重点的な取組	部局名	新規・継続の別	目標項目	出典データ	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	目標数値					
								令和元 (現状値)	令和2 (目標値)	令和3 (目標値)	令和4 (目標値)	令和5 (目標値)	令和6 (目標値)
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	子ども・福祉部	新規	県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数	地域のつながりの希薄化が進むなか、「みえの親スマイルワーク」の実施が広がることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	県内の全市町で実施することを目標として設定しました。	4市町	11市町	17市町	23市町	29市町	29市町
9 男性の育児参画の推進	子ども・福祉部	継続	男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性））	三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」	育児休業を取得した男性従業員の割合	男性の育児休業の取得は、少子化対策に資するものであり、男性従業員が育児休業制度を利用することは、仕事と子育ての両立支援制度の充実や意識改革等により風土が醸成され、少子化対策に向けた環境づくりが進んでいると総合的に判断できることから選定しました。	国が掲げている第3次少子化社会対策大綱における数値目標「男性の育児休業取得率13%」を目標値としました。	4.4% (平成30年度)	6.1%	7.8%	9.5%	11.2%	13%
9 男性の育児参画の推進	子ども・福祉部	新規（一部変更）	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数		男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数	男性の育児への参画を進めるためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要であるという考え方を、企業や団体に広げることがあることから選定しました。	県内企業・団体が、男性の家事・育児への参画やイクボスの推進等に主体的に取り組んでいる状態をめざし、現状値を倍増させる目標を設定しました。	100企業・団体 (平成30年度)	120企業・団体	140企業・団体	160企業・団体	180企業・団体	200企業・団体
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	子ども・福祉部	継続	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）		県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合	「CLMと個別の指導計画」を導入することにより、保育所・認定こども園・幼稚園において発達障がい児等への早期で適切な支援が可能となることから選定しました。	各保育所、幼稚園等の導入率について、公立は80%、私立は50%を目標とし、全体で67.5%としました。	53.8% (平成30年度)	58.5%	61%	64%	67.5%	67.5%
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	子ども・福祉部	新規	医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）		県が実施する研修の修了者	医療的ケア児とその家族への支援が適切に提供されるためには、地域において支援を総合調整するコーディネーターの拡充が必要であることから選定しました。	増加し続ける医療的ケア児への支援を総合調整するためには、各年度20人程度ずつ養成する必要があることから設定しました。	71人	91人	111人	131人	151人	171人

重点的な取組	部局名	新規・継続の別	目標項目	出典データ	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	目標数値					
								令和元 (現状値)	令和2 (目標値)	令和3 (目標値)	令和4 (目標値)	令和5 (目標値)	令和6 (目標値)
11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	雇用経済部	新規	多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」	調査対象事業所（従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合	平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、これを契機に県内事業所における働き方の見直しや、多様な就労形態の導入を一層促進していくことが重要であることから選定しました。	働き方改革関連法の施行により、生産性を向上しつつ誰もが働きやすい職場とすることが求められます。多様な就労形態を導入している企業は、小規模ほど取組が進んでいない状況であることから、従業員規模50人未満の事業所では、50人以上の企業の実績値である8割台をめざします。また、従業員規模50人以上の事業所においては、直近の伸び率（0.7%）を超える年1.0%の上昇をめざします。これらを合わせて、令和5年度に81.4%の県内企業において多様な就労形態に取り組むことをめざし、年2.2ポイントずつの増加に取り組みます。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から83.6%としました。	72.6% (平成30年度)	74.8%	77.0%	79.2%	81.4%	83.6%

子どもスマイルプラン モニタリング指標

資料4

関連する主な「重点的な取組」	部局名	新規・継続の別	項目	出典データ	項目の説明	選定理由	現状値
							令和元年度
		継続	幸福感（10点満点）	三重県「みえ県民意識調査」	県民（18歳以上）が日ごろ感じている幸福感を10点満点で質問しての平均値	計画の進行管理を行うにあたり、県民の幸福実感の推移を把握する必要があることから、選定しました。	6.60点 （平成30年度）
		継続	幸福感（10点満点）	三重県「キッズモニター調査」	県民（小学生、中学生、高校生）が日ごろ感じている幸福感を10点満点で質問しての平均値	子どもの最善の利益を尊重することは本計画を推進するうえでの大前提であり、子どもの幸福実感や意識を把握する必要があることから、選定しました。	7.34点
		継続	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合	三重県「みえ県民意識調査」	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民（18歳以上）の割合	「家族」のあり方が多様化するなかで、県民の「家族」に対する意識がどのように推移するのか把握する必要があることから、選定しました。	65.5% （平成30年度）
		継続	ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合	三重県「キッズモニター調査」	家庭や学校、住んでいるまちなど、ふだん生活しているなかで、周りの大人から大切にされていると「感じる」と回答した子ども（小学生、中学生、高校生）の割合	子どもがふだん生活しているなかで「大切にされている」と感じることで自己肯定感に相関関係があるという調査結果もあり、子どもの意識を把握する必要があることから、選定しました。	51.3%
		新規	出生数（県）	厚生労働省「人口動態統計」	1年間に県内を住所地として出生した子の数	少子化の実態の推移を実数として把握する必要があるため、選定しました。	12,582人 （平成30年）
		継続	平均初婚年齢（県）	厚生労働省「人口動態統計」	平均初婚年齢（結婚生活に入ったときの年齢）	平均初婚年齢の上昇は晩婚化の状況をあらわし、少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	男性30.7歳 女性28.8歳 （平成30年）
		継続	出生児の母の平均年齢（第1子、県）	厚生労働省「人口動態統計」	出生児（第1子）の母の平均年齢	第1子の出生時の母の平均年齢の上昇は晩産化の状況をあらわし、少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	30.3歳 （平成30年）
		継続	婚姻件数（県）	厚生労働省「人口動態統計」	婚姻の件数	婚姻件数は少子化の状況と大きく関連すると考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	7,446件 （平成30年）
		継続	50歳時未婚割合（県）	国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」	50歳時の未婚割合（45～49歳と50～54歳未婚率の平均値）	未婚化は少子化の要因の一つとして考えられており、その推移を把握する必要があるため、選定しました。	男性20.41% 女性10.26% （平成27年）

関連する主な「重点的な取組」	部局名	新規・継続の別	項目	出典データ	項目の説明	選定理由	現状値
							令和元年度
		新規	「いずれ結婚するつもり」と考える県民の割合	三重県「みえ県民意識調査」	未婚の方、離別・死別した方について、今後の人生を通して考えた場合、「いずれ結婚するつもり」と考える県民（18歳以上）の割合	未婚化が進むなか、結婚することに対する県民の意識の変化を把握するため、選定しました。	45.9% (平成30年度)
		新規	外国人住民数（県）	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」	住民基本台帳に基づく外国人住民数	外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくりに取り組むにあたり、県内の外国人住民数の推移を把握する必要があるため、選定しました。	50,643人 (平成31年1月1日現在)
		新規	日本語指導が必要な児童生徒の数（県）	文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」	公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校における日本語指導が必要な児童生徒（ ）の数 「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。	県内の外国につながる子どもが安心して学びを継続できるように取組を進めるにあたり、日本語指導が必要な子どもの数の推移を把握する必要があるため、選定しました。	外国籍 2,300人 日本国籍 353人 (平成30年5月1日現在)
1 子どもの貧困対策	子ども・福祉部	継続	子どもの貧困率（国）	厚生労働省「国民生活基礎調査」	等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合	子どもの貧困の状況をあらわす指標であることから選定しました。	13.9% (平成27年)
1 子どもの貧困対策	子ども・福祉部	継続	子どもがいる現役世帯のうち一人の貧困率（国）	厚生労働省「国民生活基礎調査」	子どもがいる現役世帯のうち一人の世帯で貧困線を下回る世帯員の割合	ひとり親世帯の貧困の状況をあらわす指標であることから選定しました。	50.8% (平成27年)
2 児童虐待の防止	子ども・福祉部	継続	児童虐待相談対応件数	厚生労働省「福祉行政報告例」	県内の児童相談所における児童虐待の相談対応件数	県内における児童虐待の深刻さの度合いを端的にあらわす指標であり、選定しました。	2,074件 (平成30年度)
3 社会的養育の推進	子ども・福祉部	継続	要保護児童数（県）	厚生労働省「福祉行政報告例」	乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに入所・委託されている子どもの数	社会的養育が必要な子どもの数を示す指標であることから選定しました。	526人 (令和元年8月)
4 若者等の雇用対策	雇用経済部	継続	25歳～34歳の不本意非正規社員の割合（全国）	総務省「労働力調査」	現職の雇用形態（非正規雇用）について人のうち、主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した人の割合	若年者の安定した経済的基盤を確立するためには、正社員化が重要と考えられることから、全国における、望まずして非正規社員として働いている若年者の割合を把握するため、選定しました。	19.0% (平成30年)
4 若者等の雇用対策	雇用経済部	継続	大学卒の3年後の離職率（県）	三重労働局「新規学校卒業者の就職離職状況調査」	県内の大学を卒業して就職した人のうち、3年以内に離職した人の割合	安定的な経済基盤が確立してきているかどうかを判断するには、離職率の減少が必要であると考えられることから、概ね3年までの離職率が高い現状をふまえ、3年後の離職率を選定しました。	31.1% (平成27年3月卒)

関連する主な「重点的な取組」	部局名	新規・継続の別	項目	出典データ	項目の説明	選定理由	現状値
							令和元年度
5 不妊に悩む家族への支援	子ども・福祉部	継続	「不妊専門相談センター」への相談件数		県が設置している相談センターが受ける電話および来所による相談件数	不妊に悩む家族への支援を行うにあたり、相談件数の推移の把握が重要であることから、選定しました。	114件 (平成30年度)
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	子ども・福祉部	継続	5歳児健診を実施する市町数		5歳児健診を実施している市町数	発達支援が必要な子どもやその家族に対して就学前に十分な支援・指導を行うためには、5歳児健診による早期発見が重要であるとの指摘があることから、選定しました。	7市町
6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	子ども・福祉部	新規	日常の育児について相談相手がいる親の割合		1歳半健診を受診した保護者へのアンケート調査で「日常の育児で相談相手はいますか」の質問に「一人もいない」と回答した保護者以外の割合	心身ともにゆとりを持って育児ができるためには、気軽に相談することができる環境の整備が必要であるため、選定しました。	99.3% (平成30年度)
7 周産期医療体制の充実	医療保健部	新規	人口10万人あたり産婦人科医師数(県)	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」	人口10万人あたりの産婦人科の医師数	周産期医療体制の充実のためには、産婦人科医師の確保を進める必要があることから選定しました。	10.1人 (平成30年)
7 周産期医療体制の充実	医療保健部	新規	就業助産師数(県)	厚生労働省「衛生行政報告例」	県内に就業する助産師数(実人数)	周産期医療体制の充実のためには、助産師の確保を進める必要があることから選定しました。	445人 (平成30年)
8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	子ども・福祉部	新規	保育士の勤続年数(県)	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	保育士(保母・保父)(男女計)の平均勤続年数	保育士確保をめざす中で、平均勤続年数の長さは賃金上昇にもつながる指標であると考え、モニタリング指標として設定しました。	5.2年 (平成30年)
9 男性の育児参画の推進	子ども・福祉部	継続	男性の家事・育児時間(県)	総務省「社会生活基本調査」	6歳未満の子どもがいる世帯の夫の1日あたりの家事・育児時間	男性の育児参画の状況を把握するうえで重要な指標であるが、県別のデータが5年に一度の把握となることから、モニタリング指標として設定しました。	66分 (平成28年)
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	子ども・福祉部	継続	「CLMと個別の指導計画」を管内の保育所・幼稚園等のうち50%以上導入している市町数(県)		各市町の保育所・幼稚園・認定こども園のうち、「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所等の割合が50%以上の市町数	発達障がい児等に対する早期支援ツールである「CLMと個別の指導計画」を保育所・幼稚園等に導入していくには市町との連携が重要であることから、市町の導入状況を指標として選定しました。	22市町 (平成30年度)
10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	子ども・福祉部	新規	在宅での医療的ケア児の数(20歳未満)(県)		三重大学および県による実数把握調査による数	医療的ケア児とその家族への支援が適切に提供されるためには、在宅の医療的ケア児の現状把握を継続的に行うことが重要であることから設定しました。	241人 (平成30年度)

関連する主な「重点的な取組」	部局名	新規・継続の別	項目	出典データ	項目の説明	選定理由	現状値
							令和元年度
11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	環境生活部	新規	女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合	三重県「e-モニター調査」	「女性が結婚・出産した場合の働き方についてどのようにお考えですか。」との設問に対し、左記項目を選択した人の割合。	誰もが働き続けられる職場環境づくりの推進には、女性が出産後も働き続ける（キャリアを継続する）ことへの意識を把握することが重要であることから、指標として選定しました。	59.3% (平成30年度)